

モバイルソーシャルイズシステムフォーラム 広報規約

モバイルソーシャルイズシステムフォーラム（以下「本会」という）はフォーラムの広報に関する事項を定めるためこの広報規約（以下「本規約」という）を定める。

第1条 目的

本会、会長、副会長、役員、幹事会又は委員会が本会の名義を含めて広報を行う場合には、本規約の定めに従うものとする。

第2条 公表の幹事会への諮問

1. 本会の名義を含めて広報を行わんとする会員は、公表名義（本会、会長、副会長、役員、幹事会又は委員会の別）、公表をする日時（終了日時がある場合にはその日時）、公表に用いる媒体、公表内容を文書にて幹事会に報告しなければならない。
2. 幹事会は、前項の報告を受けた後、その適正性や具体性に問題があると判断する場合には、報告をした会員にその補正を求めることができる。

第3条 公表の会員への諮問

1. 幹事会は前条の補正を求めないとき又は適式に補正された場合には、本会の全会員に対して第1項の文書を送付する。送付の方法は電子的、非電子的方法によることができ、幹事会の判断において決するものとする。
2. 会員は、前項の文書による公表に異議のある場合には、幹事会による前項の送付の日を含めて7日間以内に、幹事会に異議を申し立てなければならない。

第4条 公表に含めるべき会員の名称・氏名の削除

第3条2項の異議が、公表に異議を申し出た会員の名称・氏名の削除を求めるものである場合には、幹事会は広報を行わんとする会員に対し、異議を申し出た会員の名称・氏名を公表内容から削除するよう命じるものとする。幹事会は削除の後、再度第1項の方法により、会員に異議の有無を諮るものとする。

第5条 公表の承認

1. 第3条2項の異議が、公表内容にかかるものである場合には、異議を申し出る会員は、異議にその理由を付さなければならない。
2. 第3条1項の期間内に異議を申し出た会員の数が、以下の数を超えない場合には、同項の期間の経過により、公表は本会により承認されたものと見なす。

公表の名義	異議を申し出た数
本会	4分の1
会長・副会長・役員	3分の1
幹事会	3分の1
委員会	2分の1

3. 前項の定めにより公表が承認されなかった場合でも、会員が公表内容を修正して再度本条の定めにより本会に公表を諮ることは妨げられない。

第6条 公表の実施

1. 会員は前条による承認を得た後でなければ、本会の名義を含めて広報を行ってはならない。
2. 会員は前条による承認を得た方法にて、広報を実施しなければならない。
3. 会員は承認を得た時期において広報を実施できなかったときには、幹事会に対してその理由を釈明しなければならない。釈明を受けた幹事会は、総会員に対して、同釈明内容を通知する。

附則

この規約は、制定日（平成23年11月21日）から施行する。

平成24年2月20日改定